

現物出資

1 意義

(1) 概要

募集株式を発行する際の財産の出資は、金銭による出資が大原則である。しかし、金銭以外の財産による現物出資も可能である。ただし、現物出資の場合、当該財産の価格の適性を確保する必要がある。そのため、現物出資は金銭出資とは異なる特別の規制に服することになる。このことは、公募、第三者割当て、株主割当てで異なる点はない¹。

(2) 資本充実の原則との関係

株式発行時に定められた金銭が現実に払い込まなければならないという原則を、資本充実の原則という。出資の履行に関し、全額の払込（208 I）を定め、あるいは会社に対する債権との相殺を認めない（208 III）のは、資本充実の原則の一つの表れである。

現物出資の場合、募集株式の発行事項の内容として当該財産の価格を定めることになるが（199 I ③）、この現物出資財産の価格として定められた額が客観的に妥当でないと、出資の履行が実質的に満たされず、資本充実の原則に反することになる。そのため、現物出資にはその財産の価格の客観的妥当性を確保するために厳格な規制が及ぼされるのである。

2 現物出資の手続き（原則）

現物出資を行うには、まず募集株式発行事項として、その旨及び並びに当該財産の内容及び価格を定める（199 I ③）。その上で、会社は募集事項決定後遅滞なく現物出資財産の価格を調査させるため、原則として検査役の選任²を裁判所に申し立てなければならない（207 I）。

裁判所によって選任された検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載・記録した書面・電磁的記録を裁判所に提供して報告する（207 IV）。裁判所はこの報告に関し、その内容を明瞭にし、またはその根拠を確認するため必要があると認めるときは、検査役に対してさらに報告を求めることができる（207 V）。検査役が裁判所に対する報告をしたときは、その写しを会社に対して交付・コピーの提供をする（207 VI）。裁判所は、検査役からの報告の結果、現物出資財産について定められた価格が不当と判断した場合は、これを変更する決定をしなければならない（207 VII）。変更決定がなされると、現物出資者に対しては変更された価格に見合う株式しか割り当てることができなくなる。そのため、この場合、現物出資者は当該決定の確定後1週間以内に限って、募集株式の申込みを取り消すことができる（207 VIII）。

以上のようにして現物出資財産の価格の調査は厳格に行われる。

¹ ただし、現実には現物出資を行うのは第三者割当ての場合に限られるであろう。なぜなら、普通は出資する財産の内容を事前に協議する必要があるからである。法も第三者割当てのみを想定しているように読める（207 VIII参照）。

² 検査役の報酬は裁判所が定めた額を会社が支払う（207 III）。

3 検査役選任の不要な場合

以上のような検査役の選任、検査役による調査は、時間と費用がかかり、かなりの負担となる。他方で、現物出資の影響が小さい場合、現物出資の財産の特質、および検査役に代わる証明の可能性などから、必ずしも以上のような厳格な手続きを取るまでもない場合もある。そこで、次の場合は検査役の選任を必要ないものとしている。

- i 現物出資者に割り当てる株式の総数が発行済み株式総数の10分の1を超えない場合（207IX①）
- ii 現物出資財産の価格の総額が500万円を超えない場合（207IX②）
- iii 現物出資財産が市場価格のある有価証券の場合で、現物出資財産の価格決定日の終値³（取引日でないときは翌日の初値）または価格決定日における公開買付け価格のいずれか高い額を超えない場合（207IX③、施行規則43）
- iv 現物出資財産の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明があるとき（現物出資財産が不動産の場合、不動産鑑定士の鑑定評価も必要）（207IX④）
- v 現物出資財産が、弁済期の到来している⁴会社に対する債権であって、当該債権の価格が会社の負債の帳簿価格を超えない場合⁵（207IX⑤）

上記ivの証明は、次の者は行うことができない。

- ア 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人（207X①）
- イ 募集株式の引受人（207X②）
- ウ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者（207X③）
- エ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が上記アまたはイに掲げる者のいずれかに該当するもの（207X④）

上記iおよびiiは、現物出資の影響が小さい場合、上記iii及びvは、現物出資財産の特質から客観性が担保されている場合、上記ivは検査役の検査に代わる証明がなされる場合である。

4 出資の履行

以上の現物出資財産の調査終了後は、払込期日または払込期間内に、現物出資財産すべてを給付しなければならない（208II）。不動産の登記のような対抗要件も備える必要があると解される⁶。そうしないと、二重譲渡等により結果的に会社が現物出資財産を取得でき

³ 前日の終値ではなく当日の終値なので、正確を期すためには取引所の取引終了後に現物出資財産の価格を定めるのが賢明であろう。

⁴ したがって、弁済期の到来していない債権の場合、5号は適用されない。弁済期が到来していない場合は、当該債権の割引現在価格を算出する必要があるからである。

⁵ これは、債務の株式化、あるいはデット・エクイティ・スワップ（DES）と呼ばれる。

⁶ 設立の際の現物出資は、発起人全員の同意があれば対抗要件は会社の成立後でもよいが（34I但書）、募集株式の発行の場合は、これに対応する規定が存在しないからである。設立の場合はそもそもまだ会社が成立していないので対抗

ない可能性が生じてしまい、資本充実の原則に反するからである。

出資履行後の扱いは、現金出資の場合と異なる。